

今冬期の大雪等による被害状況等について

※これは速報であり、数値等は今後も変わることがある。

令和8年5月13日
12時00分現在
内閣府

1 気象状況（気象庁情報：5月13日12:00現在）

(1) 今冬期（11月～4月）の雪の状況

- この冬は、冬型の気圧配置は長続きしなかったものの、1月に冬型の気圧配置の影響を受けやすく、2月に冬型の気圧配置が強まる時期もあった。気温は全国的に高かったものの、寒気の影響を受けた時期もあったため、北・東・西日本で気温の変動が大きかった。
- 1月は上旬と下旬は冬型の気圧配置となりやすく、冬型の気圧配置が強まる時期があったため、北・東・西日本日本海側を中心に大雪となった所があった。1月の降雪量は、北日本日本海側でかなり多く、東日本日本海側で多かった。2月は上旬に日本付近は一時的に強い冬型の気圧配置となって強い寒気が南下したため、東・西日本日本海側を中心に記録的な大雪となり、太平洋側でも大雪となった所があった。2月の降雪量は、東・西日本太平洋側で多かった。

(2) 積雪の観測値（11月～4月）

○期間中の道府県ごとの積雪深最大地点を抽出し、降順に並べ替えた上位10位

1	酸ヶ湯（すかゆ）青森県青森市	487cm	
2	肘折（ひじおり）山形県大蔵村	332cm	平年比 103%
3	守門（すもん）新潟県魚沼市	328cm	
4	大山（だいせん）鳥取県大山町	240cm	平年比 129%
5	只見（ただみ）福島県只見町	234cm	平年比 101%
6	朱鞠内（しゅまりない）北海道幌加内町	217cm	平年比 92%
7	藤原（ふじわら）群馬県みなかみ町	193cm	平年比 93%
8	阿仁合（あにあい）秋田県北秋田市	188cm	平年比 153%
9	湯田（ゆだ）岩手県西和賀町	171cm	平年比 90%
10	野沢温泉（のざわおんせん）長野県野沢温泉村	171cm	平年比 83%

※気象庁アメダス（336か所）から抽出。

※平年比：平年値（1991年から2020年までの30年間のデータを平均した値）との比。

※平年値がない地点は、平年比を空欄としている。

2 人的・物的被害の状況（消防庁情報：5月12日現在）

(1) 人的・建物被害

① 人的・住家被害及び災害対策本部の設置状況

都道府県	人的被害						住家被害						災害対策本部	
	死者	うち 災害 関連 死者	行方 不明 者	負傷者		合計	全壊	半壊	一部 破損	床上 浸水	床下 浸水	合計	都道 府県	市区 町村
				重傷	軽傷									
人	人	人	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟	延べ回数	延べ回数	
北海道	10			34	131	175			5		5		4	
青森	8			56	146	210		5	115		4	124	1	22
岩手	2			7	16	25								
宮城														
秋田	15			96	62	173		8	609		617	1	6	
山形	6			45	27	78	1		5		6		12	
福島				9	10	19			6		6		1	
茨城														
栃木					1	1			1		1			
群馬				2	7	9								
埼玉														
千葉					9	9								
東京														
神奈川				3		3								
新潟	25			85	170	280	3		194		197	1	4	
富山	1			1	9	11			1		1			
石川				4	27	31		1	5		6	1	1	
福井	2			11	32	45			428		428			
山梨					1	1								
長野	1			3	13	17								
岐阜				2	2	4								
静岡														
愛知														
三重					1	1						1	1	
滋賀														
京都	1			1	1	3			11		11			
大阪														
兵庫				2		2			5		5			
奈良														
和歌山														
鳥取									1		1	2	1	
島根	1				3	4			1		1			
岡山														
広島					3	3			2		2			
山口														
徳島														
香川														
愛媛														
高知														
福岡														
佐賀														
長崎														
熊本														
大分														
宮崎														
鹿児島														
沖縄														
合計	72			361	671	1,104	4	14	1,389		4	1,411	7	52

※人的被害には、交通事故及び転倒によるものを含まない。ただし、除雪作業中のものは含む。

※災害対策本部は、災害対策基本法に基づき設置されたもので、既に解散したものを含む。

②死者の内訳

死亡状況	65歳未満	65歳以上	合計
雪崩による死者		1	1
屋根の雪下ろし等、除雪作業中の死者	8	52	60
落雪による死者		5	5
倒壊した家屋の下敷きによる死者	1		1
その他	1	4	5
合計	10	62	72

3 その他の状況

(1) ライフラインの状況

①電力（経済産業省情報：5月13日12:00現在）

○今冬期の雪害では、積雪や強風に伴う倒木による配電線の断線等により、北海道地方から九州地方までの広い範囲で停電が発生したが、全て復旧済み。

【今冬期の雪害における最大停電戸数】

※雪の影響のみに限定したものではない。

<北海道電力管内>

約1,200戸（2/9 0:00）

<東北電力管内>

約2,400戸（2/5 21:00）

<東京電力管内>

約5,400戸（2/8 18:00）

<中部電力管内>

約2,400戸（1/11 14:00）

<北陸電力管内>

約1,600戸（1/11 13:00）

<関西電力管内>

約1,440戸（1/11 7:00）

<中国電力管内>

約3,030戸（2/8 12:00）

<四国電力管内>

約1,300戸（1/11 15:00）

<九州電力管内>

約1,720戸（1/11 8:00）

電力需給について問題なし。

②水道（国土交通省情報：5月13日12:00現在）

○大雪、寒波の予報に対し、給水管の凍結防止対策や凍結した場合の具体的な対処方法等について周知。

○現時点で、全戸断水解消済み。(神奈川県、静岡県、鳥取県、島根県、愛媛県の10自治体において、最大断水戸数約10,084戸※)

※各市町村の最大断水戸数の合計

【県】 市町村名	断水戸数(戸)		断水期間	被害等の状況
	最大	現在		
【神奈川県】				
さがみはらし 相模原市	100	0	2/11~2/12	・給水管漏水による配水池の水位低下 (復旧済み)
はこねまち 箱根町	1,735	0	2/10 夜間計画断水 2/10~2/14	・給水管漏水による配水池の水位低下 (復旧済み)
【静岡県】				
あたみし 熱海市	497	0	2/8~2/9、 2/11~2/13	・給水管漏水による配水池の水位低下、ポンプの故障(復旧済み)
いずし 伊豆市	567	0	2/10~2/12	・給水管漏水による配水池の水位低下 (復旧済み)
いずくにし 伊豆の国市	281	0	2/10~2/14	・給水管漏水による配水池の水位低下 (復旧済み)
いとうし 伊東市	6,640	0	2/10~2/15	・給水管漏水による配水池の水位低下 (復旧済み)
かなみちよう 函南町	200	0	2/10~2/12	・給水管漏水による配水池の水位低下 (復旧済み)
【鳥取県】				
よなごし 米子市	3	0	2/9~2/11	・停電による水道施設停止(復旧済み)
【島根県】				
まつえし 松江市	33	0	2/8~2/9	・停電による水道施設停止(復旧済み)
【愛媛県】				
せいよし 西予市	28	0	1/22~1/27	・導水管凍結 (復旧済み)
合計	約10,084	0		

③ガス（経済産業省情報：5月13日12:00現在）

- 都市ガス、簡易ガス、熱供給事業について、被害情報なし。
- LPGガスについて、被害情報なし。

④高圧ガス・火薬類（経済産業省情報：5月13日12:00現在）

- 高圧法及び石炭法に係る設備について、被害情報なし。
- 鉱山及び火薬関係について、被害情報なし。

⑤製油所・油槽所、SS（経済産業省情報：5月13日12:00現在）

- 製油所・油槽所、SSについて、被害情報なし。

⑥通関関係（総務省情報：5月13日11:30現在）

	事業者(サービス名)	被害状況等
固定（注1）	NTT東日本	・被害情報無し
	NTT西日本	・被害情報無し
	NTTドコモビジネス	・被害情報無し
	KDDI	・被害情報無し
	ソフトバンク	・被害情報無し
携帯電話等	NTTドコモ	・復旧済み
	KDDI (au)	・復旧済み
	ソフトバンク	・被害情報無し
	楽天モバイル	・被害情報無し

（注1） 事業者が把握可能な通信ビルの被害情報を記載。

○防災行政無線

- ・都道府県防災行政無線：被害情報なし
- ・市町村防災行政無線：被害情報なし

（注）自治体が把握可能な範囲の情報を記載。

⑦放送関係（総務省情報：5月13日11:30現在）

- 被害情報無し

⑧郵政関係（総務省情報：5月13日11:30現在）

- 日本郵便：
 - <窓口休止>
 - ・再開済み
- <集配関係>
 - ・再開済み

(2) 道路関係（国土交通省情報：5月13日12:00現在）

①施設の被害等

- なし

②通行止め等

○大雪による通行止め、車両の滞留はすべて解消済み

(3) 都市公園関係（国土交通省情報：5月13日12:00現在）

（国営公園）

○国営備北丘陵公園（広島県庄原市）

2月8日 臨時閉園

2月9日 通常休園

2月10日 通常開園

（都市公園・都市施設等）

被害発生日	施設名	主な被害状況・利用制限	復旧状況
2月4日	新青森県総合運動公園 陸上競技場	大屋根からの落雪により周回走路可動アクリルスクリーン破損（人的被害なし）。周回走路において、残雪庇落下の可能性があるため1レーンに制限（2月4日～2月14日）。	融雪で雪庇落下の危険性がないことが確認できた2月15日からレーン制限解除。
2月4日		観客席ベンチ破損（屋外陸上競技場冬季閉鎖期間中のため人的被害なし）。	復旧未完了 破損席以外は利用可
2月2日	津軽フラワーセンター	着雪による倒木で園内電線の巻き込み被害（人的被害無し）	2月3日送電停止措置完了 2月5日倒木処理完了

(4) 交通機関

①鉄道（国土交通省情報：5月13日12:00現在）

(i) 施設の被害等

○施設被害なし

(ii) 運行状況

○運転見合わせなし

②航空（国土交通省情報：5月13日12:00現在）

（欠航便）

- ・1月10日 27便（JAL 11便、ANA 14便、その他 2便）
- ・1月11日 153便（JAL 58便、ANA 48便、その他 47便）
- ・1月12日 21便（JAL 11便、ANA 10便）
- ・1月13日 35便（JAL 1便、ANA 24便、その他 10便）
- ・1月20日 163便（JAL 64便、ANA 59便、その他 40便）
- ・1月21日 36便（JAL 24便、ANA 12便）

- ・ 1月22日 56便 (JAL 20便、ANA 32便、その他 4便)
- ・ 1月23日 24便 (JAL 8便、ANA 16便)
- ・ 1月24日 53便 (JAL 8便、ANA 28便、その他 17便)
- ・ 1月25日 123便 (JAL 44便、ANA 57便、その他 22便)
- ・ 1月26日 119便 (JAL 41便、ANA 42便、その他 36便)
- ・ 1月28日 23便 (JAL 13便、ANA 6便、その他 4便)
- ・ 1月29日 39便 (JAL 9便、ANA 24便、その他 6便)
- ・ 1月30日 10便 (JAL 5便、ANA 5便)
- ・ 1月31日 37便 (JAL 22便、ANA 3便、その他 12便)
- ・ 2月1日 7便 (JAL 6便、ANA 1便)
- ・ 2月2日 4便 (JAL 2便、ANA 2便)
- ・ 2月5日 3便 (ANA 3便)
- ・ 2月6日 16便 (JAL 4便、ANA 12便)
- ・ 2月7日 34便 (JAL 29便、ANA 3便、その他 2便)
- ・ 2月8日 402便 (JAL140便、ANA175便、その他 87便)
- ・ 2月9日 66便 (JAL 18便、ANA 44便、その他 4便)

※すべてが降雪の影響ではなく、荒天による強風や暴風雪によるものも含む

③港灣（国土交通省情報：5月13日12:00現在）

○施設の被害等

被害発生日	港名	主な被害状況	利用状況
1月23日	敦賀港	除雪作業のため閉鎖 (敦賀港鞠山北D岸壁フェリーターミナル) (敦賀港鞠山南A岸壁コンテナターミナル) (敦賀港鞠山南B岸壁POROターミナル) 除雪作業のため通行止め (臨港道路の1号、2号、3号)	1月23日に規制解除
1月25日	金沢港	除雪作業のため閉鎖 (御供田岸壁コンテナターミナル)	1月27日に規制解除
1月26日	直江津港	除雪作業のため閉鎖 (東埠頭4号岸壁コンテナターミナル)	1月26日に規制解除

(5)土砂災害（国土交通省情報：5月13日12:00現在）

○土砂災害

- ・ 9件 (新潟県6件、富山県1件、鳥取県1件、島根県1件)

人的被害 なし

人家被害 一部損壊1戸

○集落雪崩

- ・ 現時点で集落雪崩による被害情報なし

(6)農林水産関係（農林水産省情報：5月13日12:00現在）

○被害額は、令和8年5月13日（水）12時00分時点で230.1億円。

なお、各県からの報告に基づくものであり、以後、被災自治体での調査の進展により内容は変動する見込み。

①農作物の被害情報

<北海道>

・家畜（乳用牛 26 頭）、生乳の廃棄 10 トン、農業用ハウス 54 件、農業用倉庫 10 件、畜産用施設 40 件の被害。

<青森県>

・農産物（ほうれんそう）、樹体（りんご、もも、ぶどう）の枝折れ、家畜（採卵鶏 171 羽）、農業用ハウス 466 件、農業用倉庫 1 件、畜産用施設 15 軒、農機具 5 台の被害。

<秋田県>

・農作物（園芸作物）、樹体（なし、りんご）の裂傷、家畜（比内地鶏 65 羽、牛 2 頭）、農業用ハウス 371 件、農業用倉庫 73 件、畜産用施設 74 軒、果樹棚の被害。

<山形県>

・樹体（ぶどう、かき、りんご、日本なし、西洋なし、おうとう）の枝折れ、農業用ハウス 50 件、畜産用施設 3 件、農作業小屋の破損、果樹棚の倒壊、農機具の破損の被害。

<千葉県>

・野菜（ミニトマト）、樹体（いちじく）損傷、鳥獣防護柵 4 件の被害。

<神奈川県>

・果樹（みかん、レモン）、樹体（みかん、レモン、ウメ）の被害。

<長野県>

・果樹棚（ぶどう）2 件の被害。

<新潟県>

・野菜（青菜）、樹体（ぶどう）の一部損傷、農業用ハウス 200 件、農業用倉庫・処理加工施設等 6 件、畜産用施設 10 軒、共同利用施設 38 件、鳥獣防護柵の一部損壊の被害。

<富山県>

・果樹棚（ぶどう）3 件、樹体（りんご、もも、かき、ゆず）の枝折れ、農業用ハウス 1 件、畜産用施設 1 件の被害。

<石川県>

・花き、農業用ハウス 113 件、畜産用施設 12 件の被害。

<福井県>

・農業用ハウス 112 件、生乳の廃棄（1 月 23 日から 25 日にかけて集乳不能 3 戸）の被害。

<岐阜県>

・樹体（ぶどう）の損傷、農業用ハウス 33 件の被害。

<滋賀県>

・農業用ハウス 6 件の被害。

<京都府>

・畜産用施設 2 件の被害。

<和歌山県>

・農業用ハウス 59 件の被害。

<鳥取県>

・野菜（ねぎ、ブロッコリー）、樹体（ぶどう、なし）、農業用ハウス 18 件、農業用倉庫 8 件、畜産用施設 4 件、果樹棚 2 件の被害。

<島根県>

・野菜（ねぎ、スナップエンドウ）、樹体（ぶどう）、農業用ハウス 69 件、畜産用施設 2 件、鳥獣防護ネットの破損の被害。

<鹿児島県>

・野菜（スナップエンドウ、実えんどう、ソラマメ、ばれいしょ、キヌサヤえんどう、高菜、

かぼちゃ、スイートコーン、キャベツ)、果樹(びわ、たんかん)、花き(グラジオラス)、その他(観葉植物)の被害。

②林野関係の被害情報

<青森県>

- ・特有林産施設(きのこ栽培施設) 1か所の被害

<山形県>

- ・特有林産施設(きのこ栽培施設) 3か所の被害

<新潟県>

- ・林地荒廃 1か所の被害
- ・特用林産施設(きのこ栽培施設) 1か所の被害。
- ・木材加工・流通施設(製材施設) 1か所の被害。

<鳥取県>

- ・林地荒廃 1か所の被害

③水産関係の被害情報

<千葉県>

- ・漁具倉庫等(漁協施設) 1件の被害。

<新潟県>

- ・共同利用施設 1件の被害。

<福井県>

- ・漁船3隻の転覆、漁港施設等3漁港の被害。

<京都府>

- ・漁船1隻の転覆被害。

<兵庫県>

- ・漁船3隻の転覆、共同利用施設(製氷冷凍冷蔵施設等) 4か所で屋根やシャッターの破損被害。

④卸売市場の被害情報

<新潟県>

- ・地方卸売市場十日町生鮮食品株式会社において、窓ガラス、換気口、シャッターの一部破損があるが、市場機能に影響は無し。

<兵庫県>

- ・但馬漁業協同組合地方卸売市場 津居山市場、竹野市場、香住市場において、屋根やシャッターの破損があるが、市場機能に影響はなし。

(7) コンビニ(経済産業省情報: 5月13日 12:00 現在)

- 被害情報無し。

(8) 工業用水関係(経済産業省情報: 5月13日 12:00 現在)

- 被害情報なし。

(9) 製造業等(経済産業省情報: 5月13日 12:00 現在)

- 被害情報なし。

(10) 中小企業(経済産業省情報: 5月13日 12:00 現在)

- 災害救助法の適用を受けて、青森県、秋田県、山形県、新潟県を対象に、現地の商工団

体、政府系金融機関等に特別相談窓口を設置するとともに、被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、信用保証協会による通常とは別枠で100%保証を行うセーフティネット保証4号の適用による資金繰り支援等の措置を講じる。(令和8年1月21日からの大雪)

(11) 文教施設関係 (文部科学省情報：5月13日 10:00 現在)

① 人的被害 (児童生徒等) ※学校管理下

○被害情報なし。

② 人的被害 (教職員等) ※学校管理下

○被害報告なし。

③ 物的被害情報

都道府県名	国立学校 施設(校)	公立学校 施設(校)	私立学校 施設(校)	社会教育・体育・ 文化施設等(施 設)	文化財等(件)	独立行政法人等 (施設)	計
北海道	1	4	1				6
青森県		49	8	3	3		63
秋田県		4		5			9
山形県	1			3			4
福島県		2					2
茨城県				1			1
東京都			2	1			3
神奈川県				4			4
新潟県		2	5	1			8
富山県					1		1
石川県			2	12			14
福井県					1		1
京都府	2						2
兵庫県		1	1				2
島根県	1	2					3
計	5	64	19	30	5		123
15都道府県	大学	5	18 15	幼 7	社教 9 青少 3 社体 11 文化 7	史跡	2
			高 22 特別 8	高 8		登録(記)	1
			ほか 1	大学 1 専各 3		伝建	2
						世界遺産(※)	1

主な被害状況：窓ガラスの破損 等

④ 休校・短縮授業となっている学校等

○休校・短縮情報等なし。

⑤ 避難所となっている学校等

○開設情報なし。

(12) 医療関係 (厚生労働省情報)

① 令和8年1月9日からの大雪について (5月13日 12:00 現在)

ア 医療施設の被害状況

○現時点で被害報告無し。

イ 医薬品・医療機器製造販売業、卸売製造販売業関係

○現時点で被害報告無し。

②令和8年1月21日からの大雪について（5月13日12:00現在）

ア 医療施設の被害状況

○現時点で被害報告無し。

イ 医薬品・医療機器製造販売業、卸売製造販売業関係

○現時点で被害報告無し。

(13) 社会福祉施設等関係（厚生労働省情報）

①令和8年1月9日からの大雪について（5月13日12:00現在）

ア 高齢者関係施設の被害状況

○現時点で被害報告無し。

イ 障害者関係施設の被害状況

○現時点で被害報告無し。

②令和8年1月21日からの大雪について（5月13日12:00現在）

ア 高齢者関係施設の被害状況

○青森県弘前市の1施設について建物被害あり(2/2)。

○青森県青森市の1施設について建物被害あり(4/21)。

○新潟県長岡市の1施設(2/16)、小千谷市の1施設(2/16)について建物被害あり。

イ 障害者関係施設の被害状況

○現時点で被害報告無し。

ウ その他施設の被害状況の被害状況

○秋田県北秋田市の救護施設1施設について建物被害あり(2/4)。

(14) 保健・衛生関係（厚生労働省情報）

①令和8年1月9日からの大雪について（5月13日12:00現在）

ア 人工透析患者の安否

○現時点で被害報告無し。

②令和8年1月21日からの大雪について（5月13日12:00現在）

ア 人工透析患者の安否

○現時点で被害報告無し。

(15) 薬局、輸血用血液製剤、毒物劇物関係（厚生労働省情報）

①令和8年1月9日からの大雪について（5月13日12:00現在）

ア 薬局、薬剤師

○現時点で被害報告無し。

イ 輸血用血液製剤の供給

○現時点で被害報告無し。

ウ 毒物劇物

○現時点で被害報告無し。

②令和8年1月21日からの大雪について（5月13日12:00現在）

ア 薬局、薬剤師

○現時点で被害報告無し。

イ 輸血用血液製剤の供給

○現時点で被害報告無し。

ウ 毒物劇物

○現時点で被害報告無し。

(16) 児童福祉施設等関係（こども家庭庁情報：2月10日7:30現在）

○児童福祉施設等の被害

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(17) 障害児施設関係（こども家庭庁情報：2月10日7:30現在）

○障害児施設の被害状況

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(18) 金融機関等（金融庁情報：4月16日現在）

被害なし

4 政府の主な対応

(1) 官邸の対応

<令和8年1月9日からの大雪>

○1月9日 16:00 情報連絡室設置

<令和8年1月21日からの大雪>

○1月20日 14:30 情報連絡室設置

○1月21日 16:00 官邸対策室へ改組

(2) 総理指示

<令和8年1月21日からの大雪>

1. 国民に対し、避難や大雪等に関する情報提供を適時的確に行うこと
2. 地方自治体、関係機関とも緊密に連携し、ライフライン・交通の確保に万全を期すこと
3. 被害が発生した場合は、被害状況を迅速に把握するとともに、人命第一の方針の下、政府一体となって、災害応急対策に全力で取り組むこと

(3) 関係閣僚会議の実施

<令和8年1月21日からの大雪>

○1月21日 17:00 関係閣僚会議開催

○2月3日 8:10 関係閣僚会議開催

(4) 関係省庁局長級会議の実施

<令和8年1月21日からの大雪>

○2月2日 16:15 関係省庁局長級会議開催

(5) 関係省庁災害警戒会議等の実施

<令和8年1月10日からの大雪>

○1月9日 16:00 関係省庁災害警戒会議開催

<令和8年1月21日からの大雪>

○1月20日 14:30 関係省庁災害警戒会議開催

(6) 災害救助法の適用

○令和8年1月21日からの大雪による災害

・1月29日 18:00 青森県(7市6町1村) (法適用日1月29日)

・1月30日 18:30 青森県(1町) (法適用日1月30日)

・2月2日 15:00 青森県(3町3村) (法適用日2月2日)
16:00 新潟県(2市) (法適用日2月2日)

・2月3日 13:00 新潟県(1市) (法適用日2月3日)
17:30 秋田県(4市2町1村) (法適用日2月3日)

・2月4日 12:00 新潟県(1市) (法適用日2月4日)
17:00 山形県(1市1町1村) (法適用日2月4日)

・2月5日 17:30 山形県(1市5町2村) (法適用日2月5日)

(7) 内閣府

<令和8年1月10日からの大雪>

○1月9日 16:00 内閣府情報対策室設置

<令和8年1月21日からの大雪>

○1月20日 14:30 内閣府情報連絡室設置

○1月21日 16:00 内閣府情報対策室へ改組

○2月2日~12日 地域防災リエゾン2名を青森県へ派遣

○2月12日 内閣府津島副大臣による青森県知事・青森市長との意見交換(青森県)

(8) 気象庁

○気象庁・国土交通省合同記者会見(1/19 14:00)

○気象庁災害対策本部会議(1/20 書面、1/21 18:40、1/23 書面、2/3 16:30、2/10 15:30)

○気象庁では、大雪に関する全般気象情報等を発表するとともに、各地の気象台から警報・注意報・気象情報等を発表して、警戒を呼びかけた。また、積雪・降雪の現況や目先の予報を面的に確認できるよう、気象庁HPにおいて今後の雪(解析積雪深・解析降雪量、降

雪短時間予報)により24時間前から6時間先までの積雪・降雪の分布を提供した。

○大雪が見込まれた際は、国土交通省や各地方整備局等と共同で「大雪に対する緊急発表」を行い、報道機関を通じて、道路利用者等に対して大雪への警戒を呼びかけた。

○各地の气象台では、JETT(気象庁防災対応支援チーム)の派遣(のべ125人・日)やホットライン、記者会見等により、警戒を要する自治体等に気象の見通しや想定される影響等をきめ細かに説明するなど、関係機関と緊密に連携して大雪に対応した。

(9) 警察庁

○各都道府県警察に対し、除雪作業中の事故防止に関する注意喚起、市町村への雪崩危険箇所等に係る情報提供、交通管理対策、大規模な車両滞留事案に対する的確な対応を指示(令和7年12月5日)

○各都道府県警察に対し、融雪出水期に、各地域の降雪状況を鑑みた必要な措置、特に地震や豪雨により地盤が緩み、土砂災害が発生しやすいと考えられる地域に対応の万全を指示(令和8年3月12日)

(10) 消防庁

○令和8年1月9日から的大雪等

・1月9日

16時00分 応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置(第1次応急体制)

16時30分 全都道府県及び市区町村に対し「令和8年1月10日から的大雪等についての警戒情報」を发出

○令和8年1月20日から的大雪等

・1月20日

14時30分 応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置(第1次応急体制)

14時55分 全都道府県及び市区町村に対し「令和8年1月21日から的大雪についての警戒情報」を发出

・1月21日

16時00分 消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部へ改組(第3次応急体制)

17時40分 全都道府県及び市区町村に対し「令和8年1月21日から的大雪に関する関係閣僚会議における内閣官房長官発言要旨」等を周知

・2月3日

9時30分 全都道府県及び市区町村に対し「令和8年1月21日から的大雪に関する関係閣僚会議(第2回)における内閣総理大臣発言要旨」等を周知

(11) 海上保安庁

○海上災害の発生に備え、巡視船艇・航空機を即応体制とするとともに、地元海事関係者に海難防止指導等を実施。

1 被害状況(海上保安庁情報:5月11日10:00現在)

令和8年

<1月23日>

係留中の無人小型船舶が積雪により、転覆・水没。人命に異状なし。流出した燃料の防除措置済み。(福井県:1隻)

< 1月25日 >

係留中の無人小型船舶が積雪により、転覆・水没。人命に異状なし。
(福井県：1隻、兵庫県：1隻)

< 1月26日 >

係留中の無人小型船舶が積雪により、転覆・水没。人命に異状なし。
(兵庫県：5隻)

< 1月30日 >

係留中の無人小型船舶が積雪により、転覆・水没。人命に異状なし。
(福井県：1隻)

< 2月6日 >

係留中の無人小型船舶が積雪により、転覆・水没。人命に異状なし。
(青森県：2隻、京都府：1隻)

< 2月9日 >

係留中の無人小型船舶が積雪により、転覆・水没。人命に異状なし。
(北海道：1隻)

計 13 隻

2 その他参考事項

- (1) 自治体等からの支援要請なし
- (2) 当庁施設の被害なし

(12) 防衛省

1 災害派遣要請

連番	要請日時	撤収日時	要請元	要請先	活動場所	活動内容
1	2月1日(日) 22時00分	2月9日(月) 19時25分	青森県知事	陸上自衛隊 第9師団長	青森県青森市	除排雪等
2	2月9日(月) 10時00分	2月11日(水) 12時00分	新潟県知事	陸上自衛隊 第12旅団長	新潟県魚沼市	除排雪等

2 防衛省・自衛隊の対応

(i) 防衛省の体制

- ・ 1月20日 14時30分 防衛省災害対策連絡室設置
- ・ 1月21日 16時00分 防衛省災害対策室へ改組

(ii) 対応状況

青森県

(概要)

- ・ 青森県青森市において、記録的な豪雪を観測。自治体等のみでは必要な除排雪の対応が困難なことから、2月1日2200、青森県知事から陸上自衛隊第9師団長(青森・青森県)に対し、自力で除排雪を行うことができない一人暮らしの高齢者世帯等の屋根の除排雪等に係る災害派遣要請があり同時刻受理。
- ・ 2月2日以降、陸上自衛隊第5普通科連隊(青森・青森県)の隊員が、青森市内の15地区において、高齢者世帯等の屋根の除排雪等を実施。

- ・ 2月9日1925、じ後の対応は自治体等のみで可能となったことから、青森県知事から第9師団長に対し、災害派遣撤収要請があり、活動を終了。

(活動内容)

○活動態勢

- ・ 除排雪等
陸上自衛隊第5普通科連隊の隊員 延べ約380名

○連絡員の派遣(最大2ヶ所10名)

- ・ 青森県庁 : 陸上自衛隊第9師団司令部×4名
- ・ 青森市役所 : 陸上自衛隊第5普通科連隊×6名

新潟県

(概要)

- ・ 新潟県魚沼市において、記録的な豪雪を観測。自治体等のみでは必要な除排雪の対応が困難なことから、2月9日1000、新潟県知事から陸上自衛隊第12旅団長(相馬原・群馬県)に対し、生活道路に隣接し、自力で除排雪を行うことができない要援護世帯(高齢独居者)等の屋根の除排雪等に係る災害派遣要請があり、同時刻受理。
- ・ 2月9日以降、陸上自衛隊第2普通科連隊(高田・新潟県)及び第5施設群(高田・新潟県)の隊員が、魚沼市内の3地区において、高齢独居者世帯等の屋根の除排雪等を実施。
- ・ 2月11日1200、じ後の対応は自治体等のみで可能となったことから、新潟県知事から第12旅団長に対し、災害派遣撤収要請があり、活動を終了。

(活動内容)

○活動態勢

- ・ 除排雪等
陸上自衛隊第2普通科連隊及び第5施設群の隊員 延べ約170名

○連絡員の派遣(最大2ヶ所4名)

- ・ 新潟県庁 : 陸上自衛隊第30普通科連隊(新発田・新潟県)×2名
- ・ 魚沼市役所 : 陸上自衛隊第2普通科連隊×2名

(13)総務省

- 1月20日(火)14時30分、大臣官房総務課に情報連絡室を設置。

→2月12日(木)17時00分、閉鎖

- 電波利用料

1月29日(木)以降、災害救助法の適用地域を告知先とする無線局免許人等に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施。

- 財政支援について

2月12日(木)、8道県の32市43町12村(計87団体)に対して、当面の資金繰りを円滑にするため、3月に交付すべき特別交付税の一部(129億5,500万円)を繰り上げて交付。

(14)財務省

- 財務省災害情報連絡室設置(令和8年1月9日、令和8年1月20日)

- 災害救助法の適用決定に伴い、日本政策金融公庫等に対し、被害を受けた中小企業・小規

模事業者の実情に応じて対応するよう要請し、被災中小企業・小規模事業者を、日本政策金融公庫等の災害復旧貸付の対象に追加（令和8年1月30日）

- 関係地方公共団体に対し、避難先や雪置き場として使用可能な国有財産のリストを提供（令和8年1月29日、令和8年1月30日、令和8年2月2日、令和8年2月4日、令和8年2月5日、令和8年2月6日）

(15) 文部科学省

① 文部科学省

- 文部科学省災害情報連絡室（室長：参事官（施設防災担当））を設置。（令和8年1月20日14時30分）
- 令和8年1月21日からの大雪に係る関係省庁災害警戒会議に参事官（施設防災担当）が出席。（令和8年1月20日）
- 全国の教育委員会、公私立大学、国立大学法人に対し、児童生徒等の安全確保と文教施設の被害状況の把握、二次災害防止を要請。（令和8年1月20日）
- 令和8年1月21日からの大雪に関する関係閣僚会議に文部科学大臣が出席。（第1回令和8年1月21日、第2回令和8年2月3日）
- 令和8年1月21日からの大雪に関する関係省庁局長級会議に大臣官房文教施設企画・防災部長が出席。（令和8年2月2日）

② 国立研究開発法人 防災科学技術研究所

- 以下の調査に職員を派遣。
 - 青森県東方沖地震災害被災地域降積雪前現地調査（青森県八戸市、おいらせ町、東北町）（1名：12月17～18日）。
 - 石川県能登半島地震被災地域降積雪前現地調査（石川県）（2名：12月28～29日）。
 - 青森県大雪災害現地調査（青森県青森市、弘前市）（3名：1月13～14日）。
 - 青森県大雪災害現地調査（青森県東青地域、西北地域、中南地域）（2名：1月13～17日）。
 - 新潟県新潟市大雪災害現地調査（新潟県新潟市）（1名：1月22～25日）。
 - 青森県大雪災害現地調査（青森県青森市、弘前市）（2名：1月25～27日）。
 - 新潟県新潟市大雪災害現地調査（新潟県新潟市）（1名：1月29～30日）。
 - 青森県大雪・雪崩災害現地調査（青森県青森市）（2名：1月31～2月1日）。
 - 東北地方大雪災害現地調査（青森県、山形県）（2名：2月2～6日）。
 - 新潟県長岡市大雪災害現地調査（新潟県長岡市）（2名：2月2～4日）。
 - 新潟県新潟市大雪災害現地調査（新潟県新潟市）（1名：2月8～9日）。
 - 青森県大雪災害現地調査（青森県東青地域、西北地域、中南地域）（2名：2月10～14日）。
 - 新潟県雪崩発生現地調査（新潟県上越・中越地域の雪崩ヘリパトロール）（1名：2月18日）。
 - 新潟県・長野県雪崩災害現地調査（新潟県妙高市・長野県飯山市）（3名：3月1日）。
 - 青森県大雪・雪崩災害現地調査（青森県青森市）（2名：3月10～12日）。
 - 山形県村山総合支庁一般国道347号（鍋越峠）雪害対策現地調査（山形県尾花沢市、宮城県）（2名：2月25日）
 - 青森県大雪災害現地調査（青森県東青地域、西北地域、中南地域）（2名：3月8～11日）

日)。

○降雪・積雪状況に関する各種データ提供、注意喚起。

- ・関連行政機関、交通機関、インフラ関連会社等に雪氷災害予測情報を試験的に提供（対象 48 機関）。
- ・テレビ、ラジオ、新聞等マスコミを通じて降雪・積雪等に関する注意喚起・情報提供(141 件)。
- ・「雪おろシグナル」による屋根雪注意喚起情報提供（北海道・東北・北陸・山陰（山梨・静岡を除く豪雪地帯全域）対象 9 万 6 千アクセス）。

③日本学生支援機構

○独立行政法人日本学生支援機構は、

- ・災害救助法適用地域の世帯の学生等に対する給付奨学金の家計急変採用、貸与奨学金の緊急採用・応急採用
- ・奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出
- ・居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた学生等からの支援金の申請を受付。
(令和 8 年 1 月 30 日プレスリリース)

(16)厚生労働省

①令和 8 年 1 月 9 日からの大雪について

ア 厚生労働省における対応

○ 1 / 9 (金) 16:00 厚生労働省災害情報連絡室設置

イ 医療関係

(i) 医療関係全般

○各都道府県に対し、大雪の影響による医療施設等の被害情報について、EMIS 等を通じた情報収集、情報提供を依頼。また、都道府県等を通じて、管内医療管理者に対して、気象・防災情報に留意しつつ、必要な行動をとることや非常用自家発電設備の燃料を確保しておくこと等の注意喚起を依頼（1/10）。

1 月 11 日 石川県 EMIS 警戒モードに切り替え

(ii) 医薬品・医療機器製造販売業、卸売製造販売業関係

○各都道府県、関係団体に対し、注意喚起を行うとともに、被害状況を把握した場合には報告するよう依頼（1/9）。

ウ 社会福祉施設等関係

○各都道府県・指定都市・中核市に対し、大雪等の影響による社会福祉施設等の被害情報を収集する体制の確保や停電時の支援体制を確保するとともに、速やかな被害状況等の把握と情報提供を依頼。

○併せて、都道府県等を通じて、社会福祉施設等の管理者に対し、気象・防災情報に留意しつつ、必要な対策をとるよう注意喚起を依頼。（1/9）

エ 保健・衛生関係

(i) 人工透析患者の安否

○各都道府県に対し、透析医療の提供が困難となる事態にも対応できるよう注意喚起を行う

とともに、被害状況確認の連絡体制確保を要請した。また、日本透析医会に対し、情報共有について協力を依頼した。(1/9)

オ 薬局、輸血用血液製剤、毒物劇物関係

(i) 薬局、薬剤師

○各都道府県、保健所設置市、特別区に対し、薬局に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請(1/9)。

(ii) 輸血用血液製剤の供給

○採血事業者(日本赤十字社)に対し、採血所や製造施設に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請(1/9)。

(iii) 毒物劇物

○各都道府県、保健所設置市、特別区に対し、毒劇施設に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請(1/9)。

②令和8年1月21日からの大雪について

ア 厚生労働省における対応

○1/20 14:30 厚生労働省災害情報連絡室設置

イ 医療関係

(i) 医療関係全般

○各都道府県に対し、注意喚起を行うとともに、被害状況を把握した場合には報告するよう依頼(1/20)。

1月29日 青森県 EMIS警戒モードに切り替え

2月3日 秋田県 EMIS警戒モードに切り替え

2月6日 山形県 EMIS警戒モードに切り替え

(ii) 医薬品・医療機器製造販売業、卸売製造販売業関係

○各都道府県、関係団体に対し、注意喚起を行うとともに、被害状況を把握した場合には報告するよう依頼(1/20)。

ウ 社会福祉施設等関係

○各道府県・指定都市・中核市に対し、大雪等の影響による社会福祉施設等の被害情報を収集する体制の確保や停電時の支援体制を確保するとともに、速やかな被害状況等の把握と情報提供を依頼。

○併せて、道府県等を通じて、社会福祉施設等の管理者に対し、気象・防災情報に留意しつつ、必要な対策をとるよう注意喚起を依頼(1/20)。

エ 保健・衛生関係

(i) 人工透析患者の安否

○各都道府県に対し、透析医療の提供が困難となる事態にも対応できるよう注意喚起を行うとともに、被害状況確認の連絡体制確保を要請した。また、日本透析医会に対し、情報共有について協力を依頼した。(1/20)

(ii) 公費負担医療

○公費負担医療(原爆、感染症、難病、小慢、特定疾患、肝炎等)について、受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとする

旨の事務連絡を都道府県宛に発出（1/29）。

※「【事務連絡】令和8年1月21日からの大雪に伴う災害の被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」（令和8年1月29日付け関係課連名事務連絡）

オ 薬局、輸血用血液製剤、毒物劇物関係

(i) 薬局、薬剤師

○各都道府県、保健所設置市、特別区に対し、薬局に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請（1/20）。

(ii) 輸血用血液製剤の供給

○採血事業者（日本赤十字社）に対し、採血所や製造施設に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請（1/20）。

(iii) 毒物劇物

○各都道府県、保健所設置市、特別区に対し、毒劇施設に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請（1/20）。

カ 労働関係

(i) 職業安定関係

○雇用保険関係

・各都道府県労働局宛に事務連絡を周知し次の事項を指示（1/29）。（事務連絡「災害救助法適用時における求職者給付の支給に関する特例措置に関する留意事項等について」）

①災害により休業するに至った事業所の早急な把握に努めること、当該事業所の労働者で一時的に離職を余儀なくされた者は基本手当の特例措置の対象になること等

②被災地域の受給資格者に対する配慮（失業認定日変更、必要書類の確認、失業の認定における弾力的な取扱い等）を行うこと

(ii) 労働基準関係

各都道府県労働局に事務連絡を発出し、被災地域における労働基準関係の業務運営について指示（1/30）。（事務連絡「自然災害時における労働基準関係行政の運営について（令和8年1月21日からの大雪に伴う災害）」）

①労災保険給付の請求について、事業主等の証明が受けられなくても請求書を受理する等の手続きの簡略化

②労働保険料等の納付について、事業主等からの申請に基づく猶予措置等の実施

③企業が倒産等し賃金未払のまま退職を余儀なくされた労働者に対する未払賃金立替払制度の申請手続きの簡略化

(iii) 勤労者生活関係

○勤労者退職金共済機構

・被災した共済契約者（事業場）の掛金についての納付期限の延長、支払手続きの簡素化等の取扱いが可能な旨を機構ホームページにて周知（2/2）

・被災した財形持家転貸融資返済中の方に対する返済猶予等の措置及び住宅等に被害を受け新たに財形持家転貸融資を受ける方に対する貸付金利引下げ措置を機構ホームページにて周知（2/2）。

○労働金庫（ろうきん）

・通帳等のない場合の預金引き出し等及び特別融資の実施等について、労働金庫のホーム

ページにて周知（東北労働金庫(1/30)、新潟労働金庫（2/3）、中央労働金庫（2/3））

キ 障害者支援関係

(i) 災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要援護障害者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、障害福祉サービス事業所で災害による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（1/29 青森県、2/2 新潟県、2/3 秋田県、2/4 山形県）

(ii) 特別児童扶養手当等に係る提出書類の省略等について特別児童扶養手当等の認定等に係る提出書類の省略や一定の被害を受けた被災者に係る所得制限の特例措置等について都道府県等に要請

ク 医療保険関係

○被災に伴い被災者がマイナ保険証又は資格確認書等を保険医療機関に提示できない場合においても医療保険による受診が可能である旨について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（1/29）。

※「令和8年1月21日からの大雪に伴う災害の被災者に係るマイナ保険証又は資格確認書等の提示等について」（令和8年1月29日付け保険局医療課事務連絡）を送付（1/29）。

○全国健康保険協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金及び地方厚生（支）局に対して、災害その他の特別の事情がある被保険者に係る一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができる旨を改めて周知。

※「災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について」（令和8年1月29日付け保険局保険課事務連絡）を送付（1/29）

○各都道府県に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料（税）・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。

※「「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて」の再周知について」（令和8年1月29日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）を送付（1/29）。

※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。

○各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。

※「令和8年1月21日からの大雪に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」

（令和8年1月29日付け保険局高齢者医療課事務連絡）を送付（1/29）。

※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。

○被災者がマイナンバーカードを保険医療機関等に持参できない場合においても、オンライン資格確認システムで薬剤情報等が提供可能となる緊急時機能のアクティブ化を実施（1/29、1/30、2/2、2/3、2/4、2/5）。関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（1/29、1/30、2/2、2/3、2/4、2/5）。

※「令和8年1月21日からの大雪に係るオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（令和8年1月29日付け保険局医療介護連携政策課、医薬局総務課、社会・援護局保護課事務連絡）を送付（1/29）。

※「令和8年1月21日からの大雪に係るオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について（その2）」（令和8年1月30日付け保険局医療介護連携政策課、医薬局総務課、社会・援護局保護課事務連絡）を送付（1/30）。

※「令和8年1月21日からの大雪に係るオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について（その3）」（令和8年2月2日付け保険局医療介護連携政策課、医薬局総務課、社会・援護局保護課事務連絡）を送付（2/2）。

※「令和8年1月21日からの大雪に係るオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について（その4）」（令和8年2月3日付け保険局医療介護連携政策課、医薬局総務課、社会・援護局保護課事務連絡）を送付（2/3）。

※「令和8年1月21日からの大雪に係るオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について（その5）」（令和8年2月4日付け保険局医療介護連携政策課、医薬局総務課、社会・援護局保護課事務連絡）を送付（2/4）。

※「令和8年1月21日からの大雪に係るオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について（その6）」（令和8年2月4日付け保険局医療介護連携政策課、医薬局総務課、社会・援護局保護課事務連絡）を送付（2/4）。

※「令和8年1月21日からの大雪に係るオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について（その7）」（令和8年2月5日付け保険局医療介護連携政策課、医薬局総務課、社会・援護局保護課事務連絡）を送付（2/5）。

ケ 年金関係

- 市町村等に対して、災害により被災した被保険者に係る国民年金保険料の免除を行うよう周知について通知を発出するとともに、日本年金機構に対しても指示（1/29）
- 日本年金機構に対し、災害により被害を受けた適用事業所に対する厚生年金保険料等の納付の猶予制度等に係る周知について通知を発出するとともに、地方厚生局にも併せて通知を発出（1/29）
- 承継年金住宅融資債権管理回収業務における元金及び利息の返済猶予及び返済期間の延長と、返済猶予期間中の利率の軽減について、実施機関の（独）福祉医療機構のホームページより周知（1/30）

コ 介護保険関係

(i) 被災した要介護高齢者等への対応について

- 災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要介護高齢者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、介護保険施設等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（1/29 青森県、2/2 新潟県、2/3 秋田県、2/4 山形県）
- 当該周知、要請を行ったことにつき、各都道府県・市町村にも連絡（1/29、2/2、2/3、2/4）。
- また、都道府県・市町村に対し、被災者は被保険者証等を提示しなくても介護サービスを利用できるよう対応することを可能とする事務連絡を発出（1/29、2/2、2/3、2/4）。

(ii) 被災に係る介護報酬等の取扱いについて

○要介護高齢者等や介護サービス事業所が被災した場合における介護報酬等の取扱いについて、緊急的に柔軟な対応が可能であることを周知（1/29）。

サ 消費生活協同組合関係

○国が所管する共済事業を行う消費生活協同組合及び同連合会に対し、災害救助法が適用された自治体において、①共済証書等を焼失又は流出した共済契約者に、簡易な確認方法をもって共済金の支払いの利便を図ること。②被災した共済契約者への共済金の支払いをできる限り迅速に行うよう配慮するとともに、共済掛金の払込猶予期間の延長等を行うこと。③共済契約の更新手続きにおいて猶予期間を設けることなどの取扱いが可能である旨通知を发出（1/30）。

シ 災害ボランティア関係

○社会福祉協議会において災害ボランティアセンターが開設されている市町村は、1県1市であり、詳細は下表のとおり。

県名	市町村名	開設日	閉鎖日
青森県	青森市	2月6日	—

※ニーズ調査中のためボランティアの募集を開始していない場合等がある。

※募集範囲を当該市町村内や同一県内在住者等に限定している場合がある。

(17) 農林水産省

ア 職員派遣（MAFF-SAT）

令和8年5月13日 12:00 現在

	3月2日の予定	前日までの 延べ人数	備 考
九州農政局	0人	16人・日	鹿児島県
計	0人	16人・日	

イ 各部局における取組状況

[本省]

○大臣官房地方課災害総合対策室に農林水産省情報連絡室を設置（1月9日（金）16時00分）

○大臣官房地方課災害総合対策室に農林水産省情報連絡室を設置（1月20日（火）14時30分）

○農林水産省緊急自然災害対策本部に改組（1月21日（水）16時00分）

○農林水産省緊急自然災害対策本部（第1回）を持ち回り開催（1月21日（水）17時54分）

○農林水産省緊急自然災害対策本部（第2回）を持ち回り開催（2月3日（火）9時00分）

<林野庁>

○各森林管理局及び各地方自治体の関係部局に対し、連絡体制を確認（1月9日（金））

○各森林管理局及び各地方自治体の関係部局に対し、連絡体制を確認（1月20日（火））

<水産庁>

○水産庁災害情報連絡会議を開催（1月9日（金）17時57分）

○水産庁災害情報連絡会議を開催（1月20日（火）16時44分）

[地方農政局等]

<北海道農政事務所>

- 北海道農政事務所災害連絡室を設置（1月9日（金）16時00分）
- 北海道農政事務所災害連絡室を設置（1月25日（日）12時00分）
- 北海道農政事務所災害連絡室を設置（2月19日（木）8時30分）

<東北農政局>

- 東北農政局災害情報連絡室を設置（1月9日（金）16時00分）
- 東北農政局災害情報連絡室を設置（1月20日（火）14時30分）
- 東北農政局災害情報連絡室を設置（1月29日（木）9時00分）

<関東農政局>

- 東北農政局災害情報特別収集体制を立ち上げ（1月9日（金）16時50分）
- 東北農政局災害情報特別収集体制を立ち上げ（1月20日（火）16時10分）

<北陸農政局>

- 北陸農政局災害対策連絡室を設置（1月21日（水）10時30分）
- 北陸農政局災害対策本部を設置（1月21日（水）18時00分）
- 北陸農政局災害対策本部（第1回）を持ち回り開催（1月21日（水）18時41分）
- 北陸農政局災害対策本部（第2回）を開催（1月22日（水）16時30分）
- 北陸農政局災害対策本部（第3回）を持ち回り開催（2月3日（火）12時24分）

<東海農政局>

- 東海農政局災害情報連絡室を設置（1月20日（火）16時30分）

<近畿農政局>

- 近畿農政局災害情報連絡室を設置（1月20日（火）16時30分）

<中国四国農政局>

- 中国四国農政局災害情報連絡室を設置（1月21日（水）9時40分）

<九州農政局>

- MAFF-SAT（被害状況調査）を派遣（鹿児島県に2名、2月10日（火））
- MAFF-SAT（被害状況調査）を派遣（鹿児島県に2名、2月12日（木））
- MAFF-SAT（被害状況調査）を派遣（鹿児島県に9名、2月16日（月））
- MAFF-SAT（被害状況調査）を派遣（鹿児島県に3名、2月26日（水））

ウ 地方公共団体等に対する情報提供

<令和8年1月9日（金）>

- 令和8年1月10日からの大雪に係る関係省庁災害警戒会議の概要について地方農政局を通じ、地方自治体の関係部局に共有し、連絡体制を確認した。
- 令和8年1月9日からの大雪等に関する気象概況や農林水産省HP上の「暴風雪や大雪に備えるための予防減災情報」について、地方農政局を通じ、地方自治体の関係部局に周知をした。
- 大臣官房がMAFFアプリや省のX及びフェイスブックのアカウントを活用し、令和8年1月9日からの大雪等に備えることを呼びかけた。
- 水産庁が「令和8年1月11日からの強い冬型の気圧配置に対する水産関係の被害防止に向けた対応について」を通知した。

<令和8年1月20日（火）>

- 令和8年1月21日からの大雪に係る関係省庁災害警戒会議の概要について地方農政局を通じ、地方自治体の関係部局に共有し、連絡体制を確認した。
- 令和8年1月21日からの大雪等に関する気象概要や農林水産省 HP 上の「暴風雪や大雪に備えるための予防減災情報」について、地方農政局を通じ、地方自治体の関係部局に周知をした。
- 大臣官房が MAFF アプリや省の X 及びフェイスブックのアカウントを活用し、令和8年1月21日からの大雪等に備えることを呼びかけた。
- 水産庁が「令和8年1月21日から25日頃にかけての大雪に対する水産関係の被害防止に向けた対応について」を通知した。
- 「積雪等に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について」を地方農政局等を通じ、地方自治体の関係部局に通知した。
- <令和8年1月29日（木）>
- 農林水産省ホームページ、MAFFアプリ、Xを活用し、大雪被害に関する国の相談窓口及び大雪被害に対する国の支援策一覧を地方自治体・農林漁業者に周知した。
- 水産庁が全国共済水産業協同組合連合会、東日本信用漁業協同組合連合会、青森県に対して「令和8年1月21日からの大雪に伴う災害に対する金融上の措置について」を通知した。
- <令和8年1月30日（金）>
- 経営局が青森県及び全国農業共済組合連合会に対し「令和8年1月21日からの大雪に係る農業保険の対応について」を通知した。
- 東北農政局が青森県と青森県の農協系統金融機関等に対し「令和8年1月21日からの大雪に係る災害等に対する金融上の措置について」を通知した。
- <令和8年2月2日（月）>
- 経営局が新潟県及び全国農業共済組合連合会に対し「令和8年1月21日からの大雪に係る農業保険の対応について」を通知した。
- 水産庁が新潟県に対して「令和8年1月21日からの大雪に伴う災害に対する金融上の措置について」を通知した。
- <令和8年2月3日（火）>
- 水産庁が秋田県に対して「令和8年1月21日からの大雪に伴う災害に対する金融上の措置について」を通知した。
- 北陸農政局が新潟県と新潟県の農協系統金融機関等に対し「令和8年1月21日からの大雪に伴う災害等に対する金融上の措置について」を通知した。
- <令和8年2月4日（水）>
- 経営局が秋田県及び全国農業共済組合連合会に対し「令和8年1月21日からの大雪に係る農業保険の対応について」を通知した。
- 水産庁が日本漁船保険組合に対して、「令和8年1月21日からの大雪による漁船被害に係る迅速かつ適切な損害審査の実施及び保険金の早期支払について（依頼）」を通知した。
- 水産庁が山形県に対して「令和8年1月21日からの大雪に伴う災害に対する金融上の措置について」を通知した。
- 水産庁が「令和8年2月6日から8日頃にかけての大雪に対する水産関係の被害防止に向けた対応について」を通知した。
- 東北農政局が秋田県と秋田県の農協系統金融機関等に対し「令和8年1月21日からの大雪に係る災害等に対する金融上の措置について」を通知した。
- <令和8年2月5日（木）>

○経営局が山形県及び全国農業共済組合連合会に対し「令和8年1月21日からの大雪に係る農業保険の対応について」を通知した。

○東北農政局が山形県と山形県の農協系統金融機関等に対し「令和8年1月21日からの大雪に係る災害等に対する金融上の措置について」を通知した。

<令和8年2月6日(金)>

○経営局が北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県及び全国農業共済組合連合会に対し「今冬期の大雪による農作物等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金の早期支払及び収入保険に係るつなぎ融資の実施等について」を通知した。

○経営局が金融機関等に対し、「今冬期の大雪による災害に関する被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既往債務の償還猶予等について(依頼)」を通知した。

(18) 経済産業省

○令和8年1月9日(金) 12:22に災害連絡室を設置。(令和8年1月9日からの大雪)

○令和8年1月19日(月) 12:31に災害連絡室を設置。(令和8年1月21日からの大雪)

○災害救助法の適用を受けて、青森県、秋田県、山形県、新潟県を対象に、現地の商工団体、政府系金融機関等に特別相談窓口を設置するとともに、被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、信用保証協会による通常とは別枠で100%保証を行うセーフティーネット保証4号の適用による資金繰り支援等の措置を講じる。(令和8年1月21日からの大雪)

(19) 国土交通省

○大雪に対する国土交通省発表(12/2) ※本省発表分

○大雪に対する国土交通省緊急発表(1/19) ※本省発表分

○国土交通省災害対策連絡調整会議開催(1/9、1/20)

○国土交通省特定災害対策本部会議開催(1/21、2/3)

○大雪が見込まれる地域の道路利用者等に対し、関係地方整備局、運輸局、気象台等より大雪への警戒を呼びかけ

○大雪の予想に際し、地方整備局、運輸局等に対し、注意喚起を実施

○「物流・自動車局での大雪時の大型車立ち往生防止対策について」、自動車使用者、自動車運送事業者、荷主等に対し、プレス発表(11/20)

○(公社)全日本トラック協会や(公社)日本バス協会等の自動車関係団体に対して、輸送の安全確保の徹底を周知(12/4)

○TEC-FORCE等の派遣(のべ298人・日)

・TEC-FORCEによる災害対策用機械の派遣(のべ701台・日)

・TEC-FORCEによる代替交通確保支援の職員を大谷地バスターミナルに派遣(1/28~1/29:北海道運輸局のべ12名)

・自治体への支援

除雪機械(ロータリ除雪車、除雪ドーザ、小型除雪機等)を合計約454台貸与。

※民間機械含む

(20) 環境省

○省全体関係

環境省災害情報連絡室を設置(1月9日)

環境省災害情報連絡室を設置（1月20日）

環境省災害対策チームに改組（1月21日）

○災害廃棄物関係

・災害廃棄物対策室から北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所、中部地方環境事務所、近畿地方環境事務所、中国四国地方環境事務所、九州地方環境事務所へ被害情報の収集を指示（1月9日）

・災害廃棄物対策室から北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州地方環境事務所へ被害情報の収集を指示（1月20日）

・災害廃棄物処理等に関して以下の事務連絡を各都道府県に発出（1月21日）

令和8年1月21日から見込まれる大雪への備えについて（周知）

(21)金融庁

○1月30日、2月3日、2月4日及び2月5日、青森県、新潟県、秋田県及び山形県において、令和8年1月21日からの大雪に係る災害救助法の適用を決定したことを受け、東北財務局及び関東財務局において、日本銀行との連名で、青森県、新潟県、秋田県及び山形県内の金融機関等に対して「令和8年1月21日からの大雪に係る災害等に対する金融上の措置について」を発出。

(22)こども家庭庁

①児童福祉施設等関係

ア 利用者関係

○被災した教育・保育給付認定保護者等に対して、市町村の判断により、利用者負担額を減免した際に、減免した部分についても国と地方の補助割合に従い補助対象とする。（1月29日）

○災害等やむを得ない事情がある場合には、利用定員を超えて特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことができる旨の運営基準規定を周知し、各施設等における利用定員の弾力化について配慮を要請。（1月29日）

○臨時休園等期間中に利用料が発生している場合には、その利用料分を減算することなく施設等利用費の支給を行うことを認める。（1月29日）

○各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。

・児童福祉法による助産の実施について、付近に助産施設がない場合等やむを得ない事由があるときは助産施設以外で助産の実施を行っても差し支えないこと。（1月29日）

・母子健康手帳の交付及び妊産婦、乳幼児に対する健康診査等の各種母子保健サービスについて、住民票の有無にかかわらず、避難先である自治体において適切に受けられるよう柔軟に対応すること。（1月29日）

○災害により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について

定員やサービスについて把握・調整・配慮要請、および措置負担に係る特例について都道府県等に周知。（1月29日）

イ 事業者関係

○被災者に対する子育て短期支援事業の取り扱いについて

子ども・子育て支援交付金の交付対象事業である子育て短期支援事業のうち、短期入所生活援助（ショートステイ）事業について、被災したことにより一時的に養護を必要とする家庭が対象に含まれていること、利用日数等の弾力的な取扱いを行うことについて各都道府県に周知。（1月29日）

○各都道府県等に対して、児童相談所が被災地域において支援を必要としている子ども等の把握に努め、関係機関と連携して支援を行う体制を構築するとともに、被災地域における子ども等への相談支援を積極的に行うよう要請。（1月29日）

ウ その他

- 各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。
 - ・児童手当の認定等に係る添付書類の取扱いや申請等が遅れた場合の措置。(1月29日)
 - ・児童扶養手当の認定等に係る提出書類の省略や所得制限に係る特例措置(1月29日)
 - ・母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る償還金の支払いの猶予等(1月29日)
- 各都道府県等に対し、避難所における妊産婦及び乳幼児に対する健康管理等に関する支援のポイントなどをまとめた事務連絡を送付し、保健師、助産師等の方々への周知を要請。(1月29日)
- 公費負担医療(療育の給付、養育医療)について、医療受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとする旨を都道府県等に周知。(1月29日)
- 児童福祉施設等の人員基準等の取扱いについて
人員、設備基準の柔軟な取扱いを可能とする旨を都道府県等に周知。(1月29日)

②障害児施設関係

ア 利用者関係

- 災害により被災した要援護障害者等への対応について
災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要援護障害者等について、特別な対応(被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、障害福祉サービス事業所等で災害等による定員超過利用が認められることなど)について周知し、特段の配慮を要請。(1月29日)
- 災害により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について
定員やサービスについて把握・調整・配慮要請、および措置負担に係る特例について都道府県等に周知。(1月29日)

イ 事業者関係

- 障害児入所施設等の人員基準等の取扱いについて
人員、設備基準の柔軟な取扱いを可能とする旨を都道府県等に周知。(1月29日)

ウ その他

- 障害児者の安否確認等について
市町村が障害児についての安否確認を行うとともに、相談支援事業者等と連携しつつ、必要なサービス提供につなげる旨を都道府県等に周知。(1月29日)